

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回30日発行◆

関西労災職業病 No.40

関西労働者安全センター

1977.8.30 発行

大阪市大淀区本庄東3-10-11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



○主張 労働者・科学者の共闘で自主健診活動にとりくもう

—健診の主導権を握るのも労働者だ—

/1~2

○関西研究者交流会に参加しよう □ 交流会事務局 /3

○長いの巻に立つ資料センターを作ろう □ 資料センター事務局 /4

○労働者の健康は労働者の手で守るう その1

—組合で健診をやり抜こう—自主健診のための手引一／5~7

○南大阪労働者診療所運営委員会から

○第1回運営委員会の案内 /8

○被災労働者の声クリーニング労働者 松本力松 /9~12

○緊急アピール 全金岩井で組織破壊攻撃

—北大阪の闘う労働者の拠点を労働者の団結で守り抜こう— /12

○前線から (ニュース) /13~14

○ぶつとばせ労災保険法 /15~19

〔写真〕造船職場 二重壁ブロック上の溶接作業
(全造船 佐野安分会提供)

者 の 共 斗 で 靈 力 に と く も う の も 労 働 者 だ

最近ある職場でこういう事が問題になった。この職場はクロムを扱う職場であるため、毎年特化則に基づいてクロム中毒の特殊健診を実施していた。もちろん、組合が要求してそうさせたのである。そして今年の特殊健診の結果重症のクロム中毒患者が発見された。これが問題である。というのは、クロム中毒というのはじわじわと体を侵す病気である。急に重症にならぬ様なものではない。だから、労働者は「何故、昨年までの健診で、

現在、安全センターの付属機関として「健診センター」へ仮称の設立に向けて準備が着々と進められている。「〇〇健診サービス」という様な健診会社は数多くあるが、我々の健診センターは労働組合等が組合員の命と健康を守るためにに行う健診を援助する機関である。いわば会社のための健診機関と組合・労働者のための健診機関との違いである。

3分間健診ではダメ

これらは全て「会社のための健診」だからこそおこったことである。原因は2つある。1つは、従来の健診は全て資本がとりしきってきただけである。資本がもともと健診に期待している事は、健診をやる事で労働者を安心させる事と、健診の結果を使つてうまい事労務管理をやる事である。だから、健診を会社まねせにしてはならぬのである。もう1つは、健診を実施する機関も金もうけを目的とした企業だからである。数をこなせばこなすだけもうかるわけだから、手を抜くのが当然である。労研のある医師がアルバイトで健診に行つた時、「じっくり診てもらつては困ります」と言われたそ

そにも軽症のうちに発見されなかつたのか」と疑問を抱き、怒りをもつたわけである。こうした具体的な例の他にも、春の定期健診では異常ナシとされながら夏に結核で血を吐いて倒れたという様な例もある。

主張

労働者・科学生活

自主健診活動

— 健診の主導権を握る —

らなければ困るしというのだが基本方針だ。そのために、まず事前に労働者ひとりひとりにアンケート用紙に記入してもらつておき、健診当日も一人の労働者につき30分以上の時間をかけて、従来の健診は3分位相場でじっくりと診る事になつている。職業病を発見するためには、レントゲンや血液検査、尿検査よりも何よりも、本人なら自覚症状を聞くより他に手はない。検査データにはつきり現れる時は余程重症の時である。だれも30分という時間は最低絶対に必要な時間である。

健診も運動の一つ

それでは我々の健診センターだけが何故この様にできるのか。それは運動として健診をやるからである。アンケートを取るにしき、まず30分の時間をかけるにしき、ます組合・労働者の協力がなければ不可能である。また同時に医師の協信力もなければならぬ。日録を稼ぐためにやうな医者を使つて

いたら人件費が10倍になつてしまふ。とてつもなく高い健診になつてしまふ。労働者の健康状態を調べ、労働者のために尽くす医者の努力があつてまた初めて可能なのである。

また、我々の健診センターは健診結果を労働組合に返し、共に事後対策を協議する所まで責任をもつ。更に、健診結果を数多く蓄積して労働と健康についての研究もすすめ、労働者の斗いの武器として提供していく方針である。そのためには、健診センターと併せて、「関西研究者交流会」へ依頼」という機関も作りつつあるのである。昨年來、「安全センターはどうあるべきか」という議論が活発に行われ、数多くの意見が寄せらつていろいろ、この健診センターはそういう声に応えるもの一つである。こうした機能が安全センターに備わる事によつて、ますます安全センターは労働者のための組織として成長していけるものと確信している。今後共、深い理解と協力をお願いしたい。

関西研究者交流会に

〈交流会事務局〉

参加しよう！

今年の5月から、研究者の交流会を行なっています。関西の研究者の皆さんに是非参加されるように訴えます。70年以降、多くの大学の研究者や学生が、公害や労災・職業病の現地へ行き、そこの斗いに参加してきました。しかし、現在、公害斗争が四大裁判以降、資本・政府の反撃で低落しており、もちろん新たな局面を切り拓き発展している勢がありますが、研究者も、自分の役割がハッキリしなくなっていると思われます。また、一方で労災・職業病斗争は各地に拡がり、多くのようになります。かハワキリしません。

さらに、学生も卒業すると就職しますし、各地の企業や病院で、それぞれの思

いで活動し、動いていると思います。

この様な今こそ、我々は自分たちの経験を交流し、新しい方向を、考えなければならぬと考えます。この交流会には、医者も大学の研究者も、又企業に働く研究者・技術者も参加

しています。第一回目が労働科学研究所の佐野先生を招いて、「じん肺について」を話してもらいました。第二回目は「港湾の腰痛」、第三回目は「植田マンナンの公害と労災・職業病」でした。次回は左記の要領で行なうので多くの方の参加を待っています。

次回 交流会の案内

日時	● 10月1日 午後5時～8時
場所	● 松浦（南大阪労働者）診療所
テーマ	● 労災・職業病

● 労災・職業病
研究者の総括

斗いの役に立つ 資料センターを作ろう!

労働者や住民の皆さんに
自らの命と健康を守るために
に、医療上・法律上・ある
には技術や手続き上の知識
が必要となるとき、すぐ
に手軽に必要な資料を見た
に手に入れたりするこ^ト
ができる。こういう斗いの
役に立つ資料センターをめ
ざして、現在、安全センター
では、書籍や専門的な文
書、また今までの労災・職
業病・公害などの斗いに關
する資料を整理しています。

のうちにあらゆる資料を
必要な部分だけコピーした
りして持ち帰ったりできる
ようになりますが、その準
備ができていません。
（今月号から、いつでもコ
ンピュータや複数が可能な資料を
少しずつながら紹介してい
きたいと思います。へ下段
また、いくら使いやすく
ても、かんじんの資料が少

ないといと役に立つはずがあり
ません。必要な資料は購入
しなければなりませんが、
センターの財政上一時に色
々とそろえることはできま
せん。そこで、皆さんにお
手持ちの資料、書籍で用済
非寄付をお願いしたいと思
います。へその様な資料が
ある時は一度連絡下さい。
伺うね郵送していただき、
又郵送の場合、送料は負担
しますのでよろしく
その他、こんな本が役に
立つ、二二でこんな斗争が
あつた、こんな資料をそろ
えてほしい、等々の意見、
こんなふうに整理すると便
利だ、などの知恵を貸して
下さい。

今安全センターにある資料（一部）

- 労働安全衛生広報（月2回）
　　労働基準調査会
- 労働の科学
　　労働科学研究所
- 労働科学
　　労働科学研究所
- 民主法律
　　民主法律協会
- 労働安全衛生関係の法律解説、
　　一口知識、労働省側・労働者側の
　　取組報告等
- 工場・農村などの労働環境、健康破壊
　　などについての科学的分析など
- 労働の科学より専門的にした内容
　　等

労働者の健康は労働者の手で守ろう その1

組合で健診をやり抜こう = 倉庫健診のための手引

今日号の主張で書いた様に、現在安全センターでは健診センターの設立にかかる、といいます。これは組合の自主健診を援助する機関です。そこで、このページを使って労働者の健康は労働者の手で守ろう

「う」をシリーズでお届けして、「う」をシリーズでお届けして、労働者には受けられる権利があるのです。この表を参考にして、実施期限は守らなければなりません。健診内容にごまかされないかなどチェックしておきたい。健診を会社まかせ定められた健診を列挙しました。みて下さい。健診を事業主に義務化しないことからスタートです。

法律で定められた健診

	対象者	実施期限	健診 内容	個人健診 監督の報告	緊急措
定期健診	全員	〔12〕	①既往歴、業務歴の調査 ②〔目〕身長、体重、視力、聴力 ③胸部レントゲン ④血圧、〔尿〕(タンパク、糖)	X X X	X
有機溶剤中毒	室内で有機溶剤を使用する全ての者	〔履〕〔血〕〔6〕	①〔目〕(頭痛、頭重、不眠、焦燥感、めまい、下肢けん怠、神経痛、食欲不振など) ②〔血〕(赤血球数、全血比重) ③〔尿〕(ウロセリノーゲン、タンパク)	X O X	X X X
特定化物質		〔履〕〔血〕〔6〕	*扱う物質について異なる	O O O	X

		鉛・鉛合金・ 鉛化合物を 扱う者	履記 6		
鉛中毒					
	アリキル鉛 を扱う者 (廢液・機械 修理も)		履記 3		
	① 業務歴調査 （食欲不振、便祕、腹部の 不快感、腰部の痙攣痛、手 足の神經マヒ、手足の知 覚異常、関節痛、筋肉痛、 眠り易い、けん怠感、睡 眠障害、焦そら感） ② 血 （全血比重、血色素量、赤 血球数、ヘマトクリット値） ③ 尿 （コフロボルフィリン） ④ 痰 （コフロボルフィリン）	○ ○ ○ X	○ ○ ○ X		
① アリキル鉛中毒	② 血圧 （血色素量、全血比重、糞 塩基点赤血球数、コフロ ボルフィリン）	○ ○ ○ X	○ ○ ○ X	○ ○ ○ X	
高気圧業務	清画工法など の高圧業務	履記 6	① 往歴、業務歴 ② 図（関節痛、足脛の痛、耳鳴） ③ 手足の運動機能、肺活量、 皮膚、聽力、血圧 ④ 痰（糖、タンパク）	○ ○ ○ X	○ ○ ○ X

じん肺	粉じん作業	[36] * 管理2・3の 者は [12]	① 聴取歴 ② レントゲン(直接撮影)	○ * 3次 もあり	X	○ (労基局)	X
放射線障害	管理区域内 に立入る者	[雇] [配] [6]	① 被ばく歴 ② 血 (白血球数、白血球百分率 赤血球数、血色素量、全 血比重) ③ 白内障検査 ④ 皮膚検査	X	○	○	X

通達で定められた健診

ケイ腕	レジスター キーパンチ	[雇] [配] [6]	① 業務歴・既往歴 ② 固 (肩こり、背痛、腰痛、手のしひれ、手指の痛、手の握力感) ③ 視診、触診 ④ 握力検査、視機能検査				
腰 痛	重量物取扱 介護労働		① 職歴				
白ろう病	チエンソーナビ の振動工具		② 固 ③ 血 ④ 筋力検査	○			

略符号の説明 —— ()

[雇] ... 働入4時
[配] ... 配転時
[6] ... 6ヶ月に1回
[血] ... 血液検査
[尿] ... 尿検査

南大阪労働者診療所
運営委員会から

南大阪労働者診療所運営委員会は8月11日、運営委員会幹事会を開き、オ一回南大阪労働者診療所運営委員会のこれまでの活動の経過報告の確認、そして9月17日にオ一回総会を開く事を確認した。なお、総会は後の案内にも記してあるように一時から診療所横の港会館で行なわれる。

さらに、今後の方針として、健康管理手帳を作り、診療所利用をさらに大衆化する事や、ハリ治療に対しては、政府の健康保険が適用される期間が6ヶ月間しかない事など、日常の労働者の命と健康を守る立場が非常に弱い事などについて討論され、今後こうした大衆医療活動を展開していく事をうちあわせた。

また地域住民と労働者の共斗機関として運営委員会の大衆性を確認し、今後、運営委員会は地域住民との共斗をさらに深めていく事、なども提起をされ

診療所を設立するのに 3
千 2 百 万 円 の 借 入 金 を 築 め た 運
営 委 員 会 は 、 そ の 通 済 計 画 な ど
つ み 残 さ れ た 課 題 も 多 く 、 9 月
17 日 の 総 会 で は こ う し た 現 在
の 南 大 阪 労 働 者 診 療 所 運 営 委 員
会 の 方 向 と 現 在 の 地 点 の 確 認 を
行 う 事 を め ざ し て 準 備 が 進 み で
き ま す。
多 く の 参 加 者 を 期 待 し て い ま
す。

第一回南大阪労働者診療所 運営委員会総会の案内

9月17日(土)

午後15時半

場所

大阪市立
港会館

(診療所の構造)

○向い合ひせば

574-88010

ט' ט' ט'



被災労働者の声

“人の生命は古びた機械の様に 買ひ替える記にはいきません”

クリミング労働者

松本 力松

私は昭和5年5月2日、京都府西京区川島北裏町69番地、株式会社東京社ドライクリーニング工場に於いて、塩素系有機溶剤ハイクロルエチレンの蒸留作業中、溶剤分離器の材質不良の為に破損した箇所より多量の塩素ガスが工場内に流出し、これが処理中に多量のガスを吸込み中毒をおこして頭痛・たん・せき・冷汗・下痢等の自覚症状で浦川医師の診療を受けたところ至急に精密検査の必要があると言つて先生の紹介により京都工場保健会診療所に於いて精密検査を受けました。その結果、慢性気管支炎・肝機能障害

私は昭和5年5月2日、京都府西京区川島北裏町69番地、株式会社東京社ドライクリーニング工場に於いて、塩素系有機溶剤ハイクロルエチレンの蒸留作業中、溶剤分離器の材質不良の為に破損した箇所より多量の塩素ガスが工場内に流出し、これが処理中に多量のガスを吸込み中毒をおこして頭痛・たん・せき・冷汗・下痢等の自覚症状で浦川医師の診療を受けたところ至急に精密検査の必要があると言つて先生の紹介により京都工場保健会診療所に於いて精密検査を受けました。その結果、慢性気管支炎・肝機能障害

私は昭和5年5月2日、京都府西京区川島北裏町69番地、株式会社東京社ドライクリーニング工場に於いて、塩素系有機溶剤ハイクロルエチレンの蒸留作業中、溶剤分離器の材質不良の為に破損した箇所より多量の塩素ガスが工場内に流出し、これが処理中に多量のガスを吸込み中毒をおこして頭痛・たん・せき・冷汗・下痢等の自覚症状で浦川医師の診療を受けたところ至急に精密検査の必要があると言つて先生の紹介により京都工場保健会診療所に於いて精密検査を受けました。その結果、慢性気管支炎・肝機能障害

名目だけのもので、よくある税金ごまひしの親族組織の会社です。私は入社して18年半余、二回数回に亘り社会保険加入を交渉してきましたが加入をせず、健康管理についても再三話合いました結果、国民健康保険の加入をして掛金を会社が負担し、今日に到りました。この掛金も今回の中毒症による労災保険強制加入により、國民健康保険料を肩替わりして労災保険に掛けられながら今後は国民健康保険料は自己負担にする、と取上げてしましました。

その後、会社・工場に監督官が数回立入検査を行い、審査の結果8月初めに6月1日付で業務上認定するとの通知書が送付され、内容は医療補償及休業補償を勝ち取りました。

私は勤労く者にとって働く条件の第一は賃金です。次に健康管理による生命の保障が大切であるはずなのに、私が被災した當時は会社は只の一度も病院に行つて精密検査を受けるようにならぬままでした。会社は、私が被災したのは勝手だ。自分の身体は自費で治せばいい、と言い相手にもしませんでした。

給料を払はなければ病気も知らぬ存在など、どう会社

私は友人に頼み、仲裁に入られました。が、会社は「零細企業であるからこんな事に補償していいだら、会社は破産してしまう」と申して取合ってはくれませんでした。

監督官の立入検査の際には、会社が被害者だと言って、立入検査の調査に付いて、事実を知らなければ大変な事になるから知らない存ぜぬの一点張りでした。

検診も回수가せない、賃金台帳もない会社

私が元気で働いていた当時、ペーパーコロルエチレン取扱い者に対する組合の指定する特別検診に受診用紙に記入させて置きながら受診させてくれませんでし
た。又、クリーニング業法で定める定期検診も年2回以上とな
っているにもかかわらず、5年半受診致しておりません。会社
が如何に零細業者であろうと、人を雇用して営業するならには立派な企業経営者であります。

利益の有無は経営者の責任であり、労働者は經營方針に従い労働する事が利益に連なるものと思ひます。機械は古くなつて使用不能になれば買替えできます。人の生命は古びた機械のようないくまではございません。私はこのようないくまではございません。私はこのように会社と平均賃金等について何回となく話しを重ねました。出勤簿も賃金台帳もなく、この事について監督署も会社を呼び出しで調べましたが資料となるものはなく、この際に私は勤務日数や手取給料等の明細を書いてくださいと申しますので私は才の意見書をまとめて監督署に差し出しました。結果、監督官の紹介で会社に労務士を紹介し、一方の交渉を労務士事務所にて話合つ事となり、その後に会社を事務所に呼出して話合つた結果、16割補償をするからと言いましたので労務士に二つの旨書面で書いて私に手渡しするよう求めました。その後、この事につづいて本だに何ら返事もなく労務士も責任がないと私は腹立

有機然毒子病之症
已非少發無故

私は更に51年10月23日新たに、
去る49年10月23日朝に、社長の
命により、ドライ機械の清掃作
業と整備を申し付けられて作業
中、機械部品組合せセットを取り
出中に工場屋根裏に後頭部を強
打し、意識不明となり15分間位
機械上に倒れ、後頭部より血が
出て首すじまで流れ、意識回復
後に負傷した事に気付き起上り
ましたが、頭部が痛く、中止し
て自宅に帰り室内に血をふりて
貰い後頭部を手当して一時間位
休養した後工場に行き仕事を続
けました。二の部品は重量が30
kg位あり、容積が大きい為に機
械上の作業では取扱いが一人で
は無理で二人でするのに当然で
あるけれど、人手もなく、一人
で作業をした事と専門業者に整
備を頼まなかつた事にも原因が
あるうえと反省する次第です。

又、業者に頼めば金が掛ると言つて、私に強制した為に無理が生じたものとも思ひます。

たゞ重なる労災事故

オ二回目の引出し作業を始め、部品を引出した時、足場が悪く不安定な為に重心を失い、これをお支える為に腰を曲げた時に工場の掌のはりの部分に強く腰を打ちました。気張って作業をしていた為に余り痛みも強く感じました。夜中、寝返りもできなくなり、痛みは次第に強く増すばかりで、困便に家の肩を借りたり用を致しました。朝になると起き上る事もできず会社を休む事になりました。このような事で寝つきの生活を4日間続けましたが、会社は作業を止める事などないなら何としても出勤せよと言つて来ましたので、私は不快にして出勤し機械の運転

操作等を致しましたが、不自由で余り作業も進まず、一日工場に居る事すら大変つらい思いでいた。友人が見舞に来て近くにある鋼炎病院に行つて治療を受けければよくなると言いますので負傷して一週間目に治療を受けた次第です。1回2回と続け5回目位で腰の痛も取れ、首すじの痛みも取れたので鋼炎治療を一時休んで居りましたところ右手の人差指・中指・小指等の指先が極度に曲ります。私が使っている電気アイロン(16ボンド)やステンレスアイロン(15ボンド)等を仕上台上より床に落さずようになり作業能率も大変マイナスとなりました。

昨年5月2日 オ一回目認定申請の前に京都工場保健会診療所に於いて各種の検査の折に

打撲後遺症も 労災認定獲得

その後友人の京都新産別中崎氏・平野氏に相談した所大阪市淀川弁天町2丁目松浦診療所を紹介されました。昨年9月中頃に松浦診療所に行き、診断の結果49年10月23日に負傷した時、右手指も負傷した影響も多少あり得る所、使い癖のある所へペーパロルエチレンによる神経マヒが考えられるとの事で、阪大整形外科坂井先生の意見書に基き昨年10月14日京都上監督署に労災申請をした次第です。

この間監督署より現場検証に立会いを命ぜられ、更に現認書の必要を求められ、会社に動かなく田中氏に現認書の事を頼みま

リウマチではないかと言つて治療として首すじのけんいん治療を受けましたが首すじが次第に痛みを増してくる事に気付きました。途中で中止した次第です。

してこれを差し出し、松浦診療所の治療を受けながら認定のための監督署に行き、認定交渉を頼け半年の間斗いました。その結果本年4月6日、業務上認定を勝取る事ができました。これまでに松浦先生、坂井先生及び大阪安全センター河合さんの強力なバックアップがあり、大事は私にはとてこ試に力強く思いました。認定された現在、斗つた甲斐があつたとふりなえています。

く業界被災者や一同として報道されており、業界に働く若者等に健康管理による人命の補償等々事故の防止に注意を呼びかけられた事は私が斗つてきました。この意義が瓦省される記であります。

私も認定は勝取したものでに残る諸問題を理解のない

会社を相手に斗つていかなばならず、右手の不自由な障害との戦いにて全国の働く皆さん、友人同志の御指導と御支援をバツクに斗つていく事を決意する次第です。どうか皆さん、今後共よろしくお願ひ申します。

認定の業界に及ぼした影響

私の二回の認定後にクリーニング業界に及ぼした影響について申し上げます。

過日、京都府環境衛生（クリーニング）協同組合及京都市ドライクリーニング商業組合等に監督署より組合本部に社会保険の強制加入が指導され、私が被災した事実が報道されました。全国組合機関誌にも同じ

緊急アピール 全金岩井で組織破壊攻撃 北大阪の三つ労働者の拠点を 労働者の団結で守り抜こう！

大阪中津の全金岩井計算センター支部は、この両資本による同盟二組のデリ千あげ、数か月にわたる賃金逓配攻撃にも屈すれどなく斗争を堅持してきたが、焦つた資本は、全金内一部労働者を使つて組織壊滅といふ手段を開始しよう！

前線から

大阪

自主健診への

取組始まる

全通西支部

自通労で

腰痛の再発認定を

かちとる

機による騒音、複写機の悪臭等の環境の劣悪さが指摘された。また労働者なら郵便物の換気の悪さ、照明による区分の悪さ、郵便物のニリによる換気の悪さ。

日本自動車運転士労組へ自運労一大阪支部の北里氏の腰痛症について、天満労基署は8月月中旬、これを業務上の実態が訴えられた。その後認定を行つた。

北里氏は昭和45年に山田運送という会社にいたが、就労当日ギックリ腰を起し、2週間ほど労災による治療・休業を続けた。その後

20日 支部の人たちと職場見学会を行ひた。

今、支部全員のアンケート調査が行われてます。窓口・特殊・通常・集配・貯金・官吏組合員全員に報告し、意見を聞き、色々な意

室内務・外務のワフに分類され、受診の必要性の抽出や経過観察に利用され

9月中旬に検診・環境調査（粉じん・照明・騒音）が予定されてます。この中で多く

の問題点が明らかになります。この中で多く

一時痛みが和らいため再び日雇運転手として仕事を開始したが、当初の腰痛が治り切れていなかつたため除々に腰の痛みは強くなり、それとあわせてできることの範囲も狭くなつてきていた。そして昨年の4月以来、殆んど仕事ができなくなったり、現在に至つていたものである。

自運労など日雇労

者にはこのようないけい
スは非常に多く、同労
組ではこの認定を一つ
の契機として労災・職
業病問題への取り組み

が検討されており、現在同職種の南氏の腰痛症の認定にもとりくんでいて、成果をあげつつある。

鉱山退転労働者の マンガン中毒認定

—大阪府被災労働者同盟—

去る8月17日、京都

相談にいらされました。

があり、同盟員白木軍次氏（マンナン中毒症）の労災認定が内定したとの連絡がありまし
た。

早速、東大阪労基署に労災申請を出し、京都基準局、園部労基署と女涉を続けてきました。8ヶ月余りかかったのは、園部の労基署の不手際をさることながら、昨年11月、京都でおこなわれたマンハッタン健診を白木さんもうけており、その健診の中で、

労働省としてはマニカン中毒の認定基準をも
変えなければならぬい
ほど多くのマンガン中毒者が多いこと認め
たにからでした。こ
うして白木さんの問題は、個人の問題として
だけではなく、より大きな政治の中にまきこま
れてしまったのです。

認定は健診とは無関係な形で出されましたが、私たちはこの不充分さもはつきり認識して、労災認定をなしたところに成果の上にたつて健診をうけた被災者にも訴え続けていきました。

8/22 審査官交渉

數回ヤセル

慈惠医大青戸病院の看護婦山本さんの頸腕勞災内題について、8月22日再度波辺審査官と交渉をもち、9月参り会にかけ、早期に業務上認定を出すよう強く要請した。また局医に宛てては39号を参照)に宛しても業務外の鑑定書を撤回させ、依頼されれば再鑑定するしと言ひせた。更に、再鑑定をしぶる審査官との再度の話し合いを約束させた。(詳しい経過は39号を参照)

と
は
せ
ど

改悪労災保険法

では、被災者にとつて非常に過酷なスケジュールであつたために、熱を出して寝こんでしまう同盟員もありました。

毎日ど二かの労基署で 被災者同盟との交渉

新年金への切替作業を最後まで遅れさせていた大阪でも遂に8月5日、労基局は「傷病の状態等に関する届け」(いわゆる症状照会)を各被災者に送付した。これによつて斗いもより具体的に被災者の利益を守るという側

面が強くなると同時に反対斗争も新局面に入った。東京での「症状照会」拒否の斗い、大阪での被災者同盟の斗い、労組レベルでの労災保険法改悪糾弾実行委の再建の動きなど、斗いの火は燃え続けている。

対する斗いにもとり組んできまし

E. 二回にわたる大阪労

基局交渉に

では、個々の労基署・労基局との交渉を繰り、数々の成果をかちとつてきました。私達被災労

働者同盟も、6月20日から30日まで、連續労基署斗争に取り組んできました。当時の同盟員40人近くいた中で、午前と午後にわけ分担を決め、連日10人近くが朝から晩まで労基署との交渉

大阪 みくわの創意で 連日のニニニカレ

大阪府被災労働者同盟

私達、大阪府被災労働者同盟は、昨年10月結成されて以来、個別の認定斗争に連日とり組むとともに、労災保険法改悪に反

してきました。労働省との交渉

に参加し、毎日府下のじ二かの労基署で、被災者同盟との交渉が行われていいという状況をつくりつきました。各労基署では労災法改悪が被災者の首切りに連がるがそれをあるといふことを認めさせ、傷病年金への切替にあたっては事前に説明会を両く必要があり、また本人の同意も必要であるとの確認書をとりかねずことがでござました。大阪府下14の労基署がある中で、労働組合とも共斗して、西・西野・田・阿倍野・東大阪・天満と五ヶ所で同様の確認書をかちとてござました。

大阪でも遂に症状照会を実施

しかしながら7月2日、中央労基署との交渉の際に警察が集団で襲撃され、各署は門戸を閉ざしてしまいました。

8月中は府下の大きな労災指定病院に朝8時から出向き、待合室で待つていいる患者さん一人一人にビラを手渡したり、監督署の労災補償費の支払い日を調べて、朝から労災の保障金をとりにくる被災者に訴える活動をしてきました。これららの活動はこうして運動が一進一退している中で、8月5日、府下の監督署から一斉に、傷病年金への切替にあたつての症状照会が各被災者あてに出されました。切替の時期をうかがつてきた大阪でも遂に実施に移されたのです。

被災者が先頭でピラマキを実行

被災者同盟ではさつと緊急集会をもち、個人あてにいた症状照会を同盟に集約し、多くの被災者に改悪労災法の真実を知らせるべくビラを作ることを決定し、さつとく実行に移しました。

絶対に

被災者に不利な切替はさせない

症状照会の提出期限は9月5日と迫つてきました。今までの運動の上に更に大きく、大胆なものが必要とされていきます。私は被災者同盟は、被災者個人の叫びを結集して、被災者に不利な切替とは絶対にさせないと全員をしていかねばならないと全員で決意してります。

して自発的にやつてきました。監督署でのピラマキは四才の高令の方が提起され、その方を失頭にして連日行ってきました。このようにしてまかれたピラは約一万二千枚にものぼりました。その結果、相談にみえる被災者の数も非常に増えてきましたし、同盟員も100名に達しようとしています。

京東

”症状照会拒否を継続

再督促状撤回・未提出者に不利益扱いしない、

の確認をかちとする。

労災保険法改悪阻止実行委員会

不当な補償「差止め」攻撃を許さない斗争を作りあげていく決意を新たにした。

8/10 総決起集会を開催

8月9日 大阪労基局が「症状照会」を強行したことにより労災法改悪阻止斗争は新たな段階へと突入した。

阻止実行委は「8/10総決起集会」において、第一に慈恵医大職業病斗争を早期に勝利させる業務上認定をからとり、東京労基局の行政責任をどうせる二と一を確認した。

次に、首切省令化阻止斗争についても、関西への弾圧を許さず、斗争に連帯し成果を守り抜く、「症状照会」拒否一斗争を拡大し、再督促状を徹底させ

労災管理課は慈恵の山本さんとのケイワーンに関する再調査をするといき、7月13日の確認を18日に反古にしてきた。これに対し、私達は7月27日再び課長補佐薄千葉は、課長補佐をはじめ職員の多くが、向島労基署の調査の誤りを認めてきたるのに対し、「再調査する必要はない。集団交渉には応じない」と居直り続けていた。私達は8月18日、再度薄課長補佐に「課長を説得する」と約束させた。

しかし、この日も千葉は「時と場合によつては未提出資料があつても交渉を打切つてもよいし、現場調査を企業に事前通知してもよい」と行政としてはまるまじき暴言をほき、ひうき直

き問題ではないと思つ。再度事実かどうか調査すべきであるので、その旨課長を説得するよう努力する」

昭和52年7月27日 東京労基
局 労災管理課長補佐
薄 敦道

8/18 再び東京労基局交渉 再び課長の暴言を許す

りを続けた。その後も「4人来ても会わなり」とぬかしていい。今後私達は、千葉にマトをしほり、東京労基局を大衆的に包围していく中で行政責任を必ずとらせていく決意である。

8/22 神奈川労基局交渉

8月22日、神奈川労基局に対し、神奈川労災職業病交流会及び労災保険法改悪阻止実行委員会は交渉をもつた。その中で、今までの交渉での約束を反古にしてきた事の謝罪を局側につめより、9月2日に改めて正式に交渉を行う事を確認した。

8/24 三田労基署交渉

私達の「症状照会」拒否の斗いに対し、東京労基局は督促状(5/30日付)、再督促へ(2020年5月30日付)

付)という攻撃をかけてきた。そして三田労基署は三菱石油の柴崎さんに対しても再督促状をしていく中で行政責任を必ずとらせていく決意である。
柴崎さんはこの再督促を撤回させるが2年前にリハビリ復帰の行政指導を要請しているのを知りて行政の決定もできなくなります。同届を提出されませんといづれの決定もできなくなります。ついで明らかにせよ。差し止めの指示に従う」と言いはつたものの、「大臣答弁の主旨に反する行政を行ふな」等々の鋭い追及の前に行なった事の謝罪を局側につめより、9月2日に改めて正式に交渉を行う事を確認した。

議事録

一、中央労基署の主旨に沿つてきただ事の謝罪を局側につめより、9月2日に改めて正式に交渉を行う事を確認した。

二、新任の土田労災課長は「上流会を中止に池袋労基署斗争を行ふ」、症状照会の再督促状を撤回させる確認をなち取つた。

8/25 池袋労基署交渉

しなないと確認

8月25日、北部労災職業病交流会を中心とした労基署斗争を行ふ。症状照会の再督促状を撤回させる確認をなち取つた。

確認内容

一、症状照会未提出者に休業補償の停止など不利益な扱いをしない。出していないう分に限っては全員回収する。

二、東京労基局の指示へ届け出さなかった場合の「」が提出されても、池袋労基署長の裁量の範囲で被災者に不利益にならないよう努めます。

二のように私達は労働行政を一

ニ、柴崎さんのリハビリ復帰指導の継続に今後とも努力します。

一九七七年八月二日 田

三田労基署労災管理課長
土田

歩一步追いつめてきている。今で、被災者への首切り攻撃を粉砕しよう！

仲間の団結で反動行政を監視し

後とも被災労働者・地域の斗争に碎しよう！

大阪

國田義雄氏を代表に実行委再建

行動部隊として運動していい事を

労災保護法改悪糾弾実行委

行委は8月まで実

7月2日に労組・被災者同盟などの斗争に対して中央労基署が警察を導入して斗争の圧殺をはなつて以来、大阪では斗争の達成の為、様々な努力が行われてきた。7月9日・22日に全金田中機械支部・全港湾会議室でそこそく対策会議を開いてきたが、8月11日の第3回対策会議において、昨年8月25日、故末川博氏を代表に組織された労災保険法改悪糾弾実行委員会の再建を話し合い、代表弁護士の岡田義雄氏とすることを決定した。実行委は労働行政の被災者への不利益を許さない事を目にして、大阪総評と共にその

19日に緊急会議を開き、当面の行動として、情報宣伝を再度徹底させたためにターニナルを中心とした統一ビラまき・病院・労基署を中心にしたステッカーはりの行動を行うことを決め、8月25・29日にかけこれを実施した。

「症状照会」は9月5日が提出期限とされており、被災者同盟をはじめ、全港湾・全金・全造船などにも該当者がたくさんいることなどから、9月上旬に黒点をあわせた運動の展開が要請されている。

京都

の確認獲得！

京都府役所労職対

遂に地方公務員災害補償基金（民間の監督署にあたる）が、「腰痛・腕筋の様に将来治る見込みのある者は年金にしない」と約束した。同時に、長期療養者を対象に説明会を行なう事も確約した。

これは8月22日に京都市役所労職対へ丁君と共に斗う会を改組）が基金京都市支部と行った5回目の交渉の席で認めさせたものである。交渉を開始したら月頃は公災法改悪について全く取組が行われていないというしんどい状況であったが、次第に市職・市労連・更には自治労が腰をあげたためにここまで二きつけたものである。

基金交渉で

「治る見込のある人は年金にしない」

事務局より

貴重なお金を本当にありがとうございました。これらのカンパニーは、資料センターの準備をすすめられたための費用や健診センターの設立に向けた費用等に化けて再び会費を支払ひました。

新しく活動を始めて
研究者交流会・健診センタ
ー・資料センターの仕事を
リの一端を今号では紹介し
ました。それで少く対す
る意見・問い合わせがあり
ましたら事務局まで是非ど
うぞ。それ以外の日常活動
は非常に手間七つのかかる
地道なものです。若き協
力者が中心になつて実際的
な活動をすすめてくれてい
ます。どんどん要請をもら
込んで下さい。今一段
階ではまだまだ不完全
ですが意欲だけは一
杯です。

読者の方々に還元される様
有効に使はせていただきます。

會計報告

7月分

421

会員	216200
* ₁ 機関誌	85520
* ₂ カンパ	471098
資料代	2920
* ₃ ハンフ	24060
合計	799798
支用59 △41	38324 (+)
	838122
遺族Aの控 Dへの支用金額へ	200000 (-)
	638122

● 支出

事務園録	88394	----7月分部屋代・雑費、フレックス月賦、感光紙 紙、インク代等
機関誌	53720	----38号印刷代 表折用写夏代
活動費	42080	----管住運動を通費、6月份電話代
郵送費	20175	----39号郵送費、事務連絡便通、振替手数料
人件費	220000	----事務局雇4名の7月分
合計	424369	
8月へのくりなし金		※1 機関誌広告代を含む
213753円		※2 預りパンフレット販売手数料 カンパ 労災遣施からの斗争勝利記念カンパ 20万 を含む。あと定期カンパと定期カンパ。
		※3 労災保険パンフとハリパンフ

昭和50年10月29日 第三種郵便物認可

「関西労災職業病」

第40号

昭和52年8月30日発行（毎月一回30日発行 但し2月は28日）

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127 大阪市北区天満橋筋5-19-4